



美浦村産業後継者 結婚対策補助金

結婚祝金

最高50万円 ※1年10万円、最大5回継続交付

「みほカップリングパーティー」をきっかけに産業後継者が成婚となった場合、その夫婦に祝金を交付します。

結婚仲介奨励金

3万円

仲介等により産業後継者の結婚の馴れ初めをつくった方や団体に、奨励金を交付します。

いばらき出会い サポートセンター 入会助成金

1万1,000円 ※入会登録料全額

「(一社)いばらき出会いサポートセンター」へ入会した方に、入会登録料を助成します。

内容や条件などの詳細は、ちらし裏面や村HPをご覧ください

▶問合せ 美浦村産業後継者結婚促進協議会事務局（美浦村役場総務課内）
〒300-0492 茨城県稲敷郡美浦村受領1515
☎029-885-0340(内線205)



美浦村産業後継者結婚対策補助金

補助金の詳細や申請書のダウンロードは、村HP「産業後継者結婚対策」をご覧ください。



産業後継者とは

以下の①～③をすべて満たす方をいいます。

- ① 1年以上継続して、村内に居住し住民登録している方
- ② 1年以上継続して、村内の事業所に常勤している方
または、村内で事業を行う者に専従している方
- ③ 結婚後も引き続き村内に居住し、村内の産業に従事する見込みである方

▶ 結婚祝金

商工会青年部主催「みほカップリングパーティー」や、協議会主催のイベントの参加を機に、産業後継者がカップルとなり、先々めでたくご成婚となった場合、そのご夫婦に祝金を交付します。

【対象】 上記イベントをきっかけに成婚となった産業後継者のうち、結婚成立時点で1年以上村内に在住している方。

【交付額】 結婚した夫婦に対し、その最初に限り、最高50万円。
交付方法は、結婚成立時の申請にて10万円を交付。以降、婚姻および村内在住が継続している限り、最大で4回目の結婚記念日までの申請時に10万円を交付。
※結婚成立時の交付と合わせて最高5回で50万円。

【申請期限】 婚姻届を提出した後1年以内

▶ 結婚仲介奨励金

仲介等により産業後継者の結婚の馴れ初めを作った方や団体に、結婚仲介活動奨励金を交付します。

【対象】 結婚が成立した産業後継者の仲介者。複数または団体の場合は代表者。
※営利目的で行う仲介は対象外。

【交付額】 3万円（1組の婚姻成立につき）

【申請期限】 婚姻した方が婚姻届を提出した後1年以内

▶ いばらき出合いサポートセンター入会助成金

「一般社団法人いばらき出合いサポートセンター」へ入会した場合、その入会登録料の全額を助成します。

【対象】 村内に1年以上居住しており、申請時点で退会していない方

【交付額】 1万1000円（入会登録料全額）

【申請期限】 入会后1年以内

いばらき出合いサポートセンターHP▶

